

保守契約書（案）

1. 件名 中部運輸局等行政情報ネットワークシステム運用・管理及び保守業務
2. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
3. 保守料金 円也
(内消費税及び地方消費税 円)
4. 契約保証金 予算決算及び会計令第100条の3第3号により免除

本契約を履行するにあたり、

甲ー支出負担行為担当官

中部運輸局長 中村 広樹

乙ー

として、下記の条項とおりに契約を締結する。

(総 則)

第 1 条 乙は、甲が配付した仕様書等に基づき、頭書の業務を行い、これに対して甲は、保守料を支払うものとする。

(仕様書等の解釈等)

第 2 条 乙は、仕様書等について疑義が生じたとき、又は仕様書等に明記されていない事項については、甲乙協議して定めるものとし、その他軽微なものについては、甲の解釈若しくは指示に従い、保守料の範囲をもって業務の履行を行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 3 条 乙はこの契約によって生ずる権利もしくは、義務を第三者に譲渡又は継承せしめてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第 4 条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2. 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3. 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け

負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとする時も同様とする。

4. 乙は、第3項の申請をする際に併せて、再委託の相手方及び再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとする時も同様とする。

5. 第3項及び第4項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

6. 第3項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

7. 乙は第4項の場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、この契約の履行にあたって業務上知り得た相互の機密事項を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

（事情変更）

第6条 甲は必要がある場合に乙と協議して保守の内容を変更し、又は保守を一時中止し、もしくは保守の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

3 前2項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙が協議して書面により定めるものとする。

（保守）

第7条 乙は乙の負担において、甲が機器を良好な状態で使用できるよう保守を行わなければならない。ただし、甲の故意又は重大な過失により修理の必要が生じたときは、当該修理の費用は甲の負担とする。

（請負代金の支払）

第8条 乙は本契約を完了後、保守料を記載した支払請求書を甲に提出できるものとする。また、提出する際には支払請求書に係る履行した契約内容について、あらかじめ検査職員の検査を受けておくものとする。

2 甲は前項による適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。

3 甲は乙からの支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを乙に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請

求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、乙の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第 9 条 甲は約定期間内に代金の支払いをしないときは、乙に対し遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5%とする。ただし、乙が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払いのできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 甲が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとみなし、甲はその超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を乙に支払うものとする。

(契約期間の変更)

第 10 条 甲は法令及び予算の範囲内で契約期間を変更することができるものとする。

2 前項の期間変更は、甲が乙に対し通知する方法で行うものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 11 条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

① この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての

事業活動があったとされたとき。

③ 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

④ この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2. 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（個人情報の取扱いに関する基本的事項）

第12条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報に関する秘密の保持）

第13条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取得の制限）

第14条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（個人情報の利用及び提供の制限）

第15条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

第16条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第17条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理する

ための個人情報については自ら扱うものとし、第三者にその取扱を伴う事務を再委託してはならない。

(事案発生時における報告)

第18条 乙は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

第19条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに甲に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が廃棄又は消去などの別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

(管理の確認等)

第20条 甲は、乙における個人情報の管理の状況について適宜確認することができる。また、甲は必要と認めるときは、乙に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備等)

第21条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

第22条 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(契約の解除)

第23条 甲は乙と協議の上、乙に対し1ヶ月の予告期間をもって書面により通告し、この契約を解除することができる。

2 甲は乙が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。

3 前項の場合において、乙の責により契約が解約された場合、乙は甲に対しその損害についての責を負うものとする。

4 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき

二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

七 乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき

5 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（相殺等）

第24条 この契約により甲が乙から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、甲が当該金額と相殺することができる債務を乙に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお、甲において取得金がある場合又は甲が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、乙が甲の指定する相当の期限までに、これらの金額を支払わないときは、乙は甲に対し遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金、違約金等が1,000円未満の場合はこの限りでない。

3 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、第2項ただし書き中「乙」とあるのは「甲」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

（損害賠償）

第25条 乙は第6条第1項又は第2項の規定による事情変更の場合、又は第23条第1項又は第2項の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。ただし、乙は甲に対して既に経過した期間における保守の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合は第8条から第9条までの規定を準用するものとする。

2 第23条第2項の規定による解除の場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求できるものとする。

3 甲又は乙は、この契約の履行に関し相手方から損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できるものとする。

4 乙はこの契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りではない。

5 第2項又は第3項に規定する損害賠償の総額は、この契約の保守料として乙が受領すべき金額に相当する額を上限とし、甲乙が協議して定めるものとし、故意又は重大な過失に基づく場合においてはこの限りでない。

6 第2項又は第3項に規定する損害賠償の範囲は、直接かつ通常生ずべき損害のみとし、特別損害、間接損害及び逸失利益等については免責されるものとする。

(協議)

第26条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項につき疑義又は紛議を生じた場合は、甲乙協議のうえ円満に解決を図るものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸2丁目2番1号
支出負担行為担当官
中部運輸局長 中村 広樹

乙